



今月の主な内容

- 文教センターだより …… 6~7
- 臨時福祉給付金 …… 8
- 議会だより …… 9~20
- 9月の保健事業 …… 27

人のうごき

(27.7.1現在)

	前月比	6月中の 異動状況
世帯数	10,220	4 出生 14
人口	21,680	-13 死亡 23
(男)	10,177	-9 転入 41
(女)	11,503	-4 転出 45

ALT(外国語指導助手)のジャイカさんです。

宿毛市で5年間にわたり小中学生に英語の楽しさを教えてくれました。

市営定期船臨時便のお知らせ

沖の島定期航路では、左記の期間、定期便の1便と2便の間に臨時便を運航します。帰省やレジャーにご利用ください。

臨時便運航期間
8月11日(火)～8月17日(月)

市営定期船時刻表

	片島	母島	弘瀬	鶴来島	片島
1便発着時刻	7:00	8:35	8:20	7:50	9:25
臨時便発着時刻	10:40	11:30	11:45	—	12:50
2便発着時刻	14:30	15:20	15:35	16:05	16:55

※1便は片島を出発して、鶴来島、弘瀬、母島、片島の順で着きます。

【問い合わせ先】
企画課離島振興係
☎63-11118

宿毛・与市明地区の各一部地籍調査(予備調査)を実施します

地籍調査事業による予備調査(前もって地域の状況を調査するもので、将来に実施する地籍調査事業の準備調査)の現地踏査を、8月中旬から行います。

実施区域

貝塚地区の北側の山林を中心とする、宿毛・与市明地区の各一部



地籍調査(予備調査)区域

調査内容

- ①土地の位置
 - ②筆ごとの土地筆界点の表示位置
 - ③現況地目
 - ④法定外公共物などの有無について
- 土地所有者の皆さんへお願い
現地踏査にあたり、土地への立ち入りが必要となることをご了承ください。

【問い合わせ先】

都市建設課国土調査係
☎63-11120

違反広告物を一斉撤去します

毎年9月1日から9月10日は、「屋外広告物適正化旬間」です。今年も9月10日(木)に、県内各地で一斉に、屋外へ無許可で出している「はり紙」・「はり札」などの違法広告物を除去し、破棄します。美しい街並みのためには、皆さんのご理解とご協力が必要です。よろしくお願ひします。

●屋外広告物の広告主および広告業者の皆さんへ

広告を出すときは、土木事務所までお問い合わせください。また、県内で屋外広告物業を営む方は、登録が必要です。屋外広告物の適正なルールを知らない未登録業者による違反広告物の設置にご注意ください。

【問い合わせ先】

幡多土木事務所維持管理課
☎0880-3415222

海区漁業調整委員会選挙人名簿の登録を行います

海区漁業調整委員会選挙人名簿を平成27年9月1日現在

で登録します。該当する方は、選挙管理委員会に登録の申請をしてください。

申請期間

9月1日(火)～9月5日(土)
申請書配布および提出先

申請書は、漁業協同組合に加入の方は組合で、そうでない方は、選挙管理委員会事務局にお願いします。

該当者(すべてに該当する方)

- 20歳以上の者
- 漁業者または漁業従事者であること
- その海区に沿う市町村に住所または事業所を有すること
- 1年に90日以上漁船を使用する漁業を営み、またはこれに従事していること

来年は選挙の年です！

※任期満了に伴う高知海区漁業調整委員会委員選挙は、平成28年8月ごろの予定です。この選挙で投票できる方は、平成27年9月1日現在で名簿登録された方となります。

【問い合わせ先】

選挙管理委員会
☎63-11111
(内線225・226)

児童扶養手当現況届の提出について

児童扶養手当の受給者は、毎年8月に現況届を提出して8月以降の受給資格の審査を受けることになっています。

この届け出がないと8月以降の児童扶養手当の受給ができなくなりしますので、必ず手続きをしてください。

受付期間

8月3日(月)～8月31日(月)

(土・日を除く)

手続きに必要なもの

● 児童扶養手当証書

● 現況届

● 養育費等に関する申告書

● 届出印

● 平成27年1月1日現在、宿

毛市以外に住所をおいてい

た方は、その住所地の所得

証明書1通

その他

受給者によっては各種用紙を別に提出していただく場合があります(用紙は福祉事務所にあります)。手当の支給開始月の初日から起算して5年経過した方などは、一部支給停止適用除外事由届出が必要となります。対象者には書類を送付いたしますので、提出がまだの方

は現況届提出時に同時に提出をお願いします。

【手続き場所・問い合わせ先】

福祉事務所社会児童係

☎63-33311

特別児童扶養手当制度について

特別児童扶養手当は、精神または身体に障害を有する児童を監護する父もしくは母(父母以外の人がその児童を養育するときは養育者)に支給される手当です。

申請には、診断書などが必要となります。また、所得制限もありますので、詳細はお問い合わせください。

手当額

● 1級(重度の障害)

月額51,100円

● 2級(中度の障害)

月額34,030円

特別児童扶養手当を受給している方へ

特別児童扶養手当を受給している方は、毎年8月に所得状況届の提出が必要です。未提出の場合は8月分からの手当が受給できなくなりますの

で必ず提出をお願いします。なお、受給者の方には個別通知をしていますので、期限までの提出をお願いします。

【手続き場所・問い合わせ先】

福祉事務所高齢者・障害福祉係

☎63-11114

特別児童扶養手当制度について

特別児童扶養手当は、精神または身体に障害を有する児童を監護する父もしくは母(父母以外の人がその児童を養育するときは養育者)に支給される手当です。

申請には、診断書などが必要となります。また、所得制限もありますので、詳細はお問い合わせください。

手当額

● 1級(重度の障害)

月額51,100円

● 2級(中度の障害)

月額34,030円

特別児童扶養手当を受給している方へ

特別児童扶養手当を受給している方は、毎年8月に所得状況届の提出が必要です。未提出の場合は8月分からの手当が受給できなくなりますの

会に健康相談をしてみてもいいか。ご利用の際は、開設日当日に1階受付窓口にお申し出ください。

【問い合わせ先】

四国運輸局高知運輸支局

☎088-832-1175

水道メーター(量水器)取り替えのお知らせ

平成28年に有効期限が切れる水道メーターの取り替え作業を、次のとおり行います。

期間 8月1日～平成28年2月末

該当メーター 『上下水道』使用量のお知らせに記載されているメーター番号のアルファベット以下2桁の数字が20の量水器

《例》A20-000

● 水道メーターの使用期限は、正確に計量する目的から、

計量法により8年とされているため、有効期限内に無料で取り替えを行っています。請負業者は本市が発行する量水器取替作業員身分証を携帯しています。

【問い合わせ先】

企画課広報統計係

☎63-11118

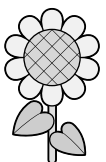
休日当番医変更のお知らせ

9月13日(日)は田村内科クリニック、9月22日(火・国民の休日)は川村内科クリニックへと変更になりました。

【問い合わせ先】

水道課水道係

☎63-33552



市営住宅入居者募集

募集団地

橋上団地(橋上町橋上)

1戸 3LDK

入居資格条件 有

申込書配布期間

8月3日(月)～8月21日(金)

申込書配布場所

都市建設課・小筑紫支所・

東部支所

受付期間

8月10日(月)～8月21日(金)

※期間は土・日を除く。

【受付場所・問い合わせ先】

都市建設課建築住宅係

☎63-11120

無料人権相談

相談を希望される方は、事前に人権推進課までご連絡ください。

日時

9月8日(火) 10時～15時

※相談時間は、1人30分です。

場所

宿毛文教センター視聴覚室

内容

人権問題・婚姻・扶養・相続・金銭貸借・土地建物貸借・登記・交通事故など

主催

高知地方方法務局四万十支局

【問い合わせ先】

人権推進課

☎62-0225

【今月の1日行政相談所】

日時

8月11日(火) 13時～15時

場所

宿毛文教センター会議室3

宿毛市行政相談委員

三本義男 ☎63-11800

山岡まゆみ ☎63-11468

※相談は各委員の自宅や電話でも受け付けています。

【問い合わせ先】

総務課

☎63-0948

【全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間】

高知地方方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、介護者による虐待、障害を理由とする差別など高齢者・障害者をめぐる人権問題の解決を図るため、電話相談の強化週間

を実施します。相談は無料で、秘密は厳守します。

実施期間

9月7日(月)～13日(日)

時間

8時30分～19時

※土・日曜日は10時～17時

開設場所

高知地方方法務局人権擁護課

または各支局

電話番号

☎0570-003110

おかけになった場所の最寄りの法務局につながります。

(17時15分以降および土・日曜日の全時間は高知地方方法務局につながります。)

取扱内容

家族や介護者からの肉体的・心理的虐待あるいは経済的虐待など、高齢者・障害者をめぐる人権問題

【問い合わせ先】

高知地方方法務局人権擁護課

☎088-82213503

【宿毛市地球温暖化対策実行計画の取り組み結果】

地球温暖化対策として、昨年策定した「宿毛市地球温暖化対策実行計画」の平成26年

度の取り組み結果についてお知らせします。

宿毛市の事務・事業について全庁を挙げて取り組んだ結果、エネルギー使用量のCO2排出量換算値で基準年(平成24年度)4384tCO2に対して、平成26年度は4367tCO2と0.4%削減することができました。これは、排出要因の約7割を占める電力使用量を基準年比97.4%まで抑制できたことが大きな要因です。しかし、そのほかのガソリンや灯油といった燃料系のエネルギー使用量については、基準年を若干上回って

おり、全体としては、毎年度1%以上削減するとした目標には届きませんでした。

引き続き、全庁を挙げて、計画に基づきさまざまな取り組みによって地球温暖化対策の推進を図っていきます。市民の皆さんが庁舎の温度管理などで不快に思われる場合があるかもしれませんが、ご理解とご協力をお願いします。

なお、結果の概要などについては、宿毛市ホームページおよび環境課で閲覧できます。

【問い合わせ先】

環境課 ☎63-11697

お誕生おめでとう
(平成27年6月受付分)

住所	赤ちゃん	保護者
小筑紫町伊与野	たに谷 桜羽	竜馬 理沙
萩原	なかの野 光理	辰憲 倫大
坂ノ下	ひがし東 優奈	貴典 一信
平田町東平1丁目	岡山 琥徹	聡 和孝
港南台1丁目	このみや 二宮 音羽	
二ノ宮	ひらおが 平岡 侑芽	
西町3丁目	なかむら 中村 芽生	
小筑紫町伊与野	たにくち 谷口 福之助	

ご冥福をお祈りします
(平成27年6月受付分)

住所	氏名	享年
橋上町還住藪	竹村 覺	78
桜町	山田 アイコ	87
平田町戸内	三浦 馨	94

※本コーナーは、家族などからの申し込みにより掲載しています。(敬称略)

【問い合わせ先】

市民課市民係

☎63-11112

後期高齢者医療保険または国民健康保険に加入の方へ

【問い合わせ先】 市民課保険係 ☎63-11112

一部負担金限度額認定証と入院時の食事代減額認定証について

病院の窓口で食事代を支払われた場合、原則として、食事代の差額はお返しできないこととなっています。

●一部負担金〔70歳以上の方（後期高齢者医療保険加入者含む）〕

住民税非課税世帯の方は、限度額認定証の交付を受け、医療機関に提示することにより、窓口での支払いが限度額までとなります。（課税世帯の方は交付申請不要《表1》）

認定証の更新手続きについて

各認定証の有効期限は7月31日までです。国民健康保険加入者の方は、更新、新規とも申請が必要です。引き続き認定を受ける場合には8月中旬に更新手続きをしてください。

●一部負担金〔69歳以下の方〕

なお、後期高齢者医療保険加入者の方で、引き続き認定となる方には、保険証とともに送付していただきますので、更新手続きは必要ありません。申請手続きは、市民課保険係と各支所で行えます。

●入院中の食事代

入院中の食事代は、医療費とは別に1食260円必要ですが、住民税非課税世帯の方は、減額認定証の交付を受け、医療機関に提示することで、食事代が減額されます。《表3》

※減額認定証を提示せずに、

- 90日を超える医療病棟への
- 手続きに必要なもの
- 医療保険証
- 認め印
- 減額認定証（交付を受けている方のみ）
- 限度額認定証（交付を受けている方のみ）

● 国民健康保険高齢受給者証（70歳以上74歳以下の方のみ）
入院期間の分かる領収書、入院証明書など（平成26年8月～平成27年7月の入院日数が90日を超えた方のみ）

後期高齢者医療被保険者証および国民健康保険高齢受給者証について
平成27年8月から使用していただく保険証などにつきましては、7月下旬に送付させていただきます。

まだお手元に届いていない方や、ご不明な点がある方はご連絡ください。

《表1》 一部負担金限度額〔70歳以上の方（後期高齢者医療保険加入者含む）〕

	外 来	外 来 + 入 院
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
一 般	12,000円	44,400円
住民税非課税世帯の方	8,000円	24,600円
住民税非課税世帯の方で※区分Iに該当する世帯の方		15,000円

《表2》 一部負担金限度額〔69歳以下の方〕

上位所得者	ア 901万円を超える	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%
	イ 600万円を超え901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%
一 般	ウ 210万円を超え600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
	エ 210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	57,600円
	オ 住民税非課税世帯	35,400円

●ア～エの金額は、国保の保険税の算定基礎となる基礎控除後の所得金額。

《表3》 入院中の食事代標準負担額（1食につき）

一 般		260円
住民税非課税世帯の方	90日までの入院	210円
	90日を超える入院	160円
	70歳以上もしくは後期高齢者医療保険加入の方で※区分Iに該当する世帯の方	100円

※区分Iとは…《表1・3》の補足
「国保加入者の方」世帯主および国保の被保険者全員が住民税非課税で、かつ各所得が必要経費・控除額（年金所得は控除額を80万円として計算を差し引いたとき）に0円となる世帯。
「後期高齢加入者の方」世帯全員が住民税非課税で、かつ各所得が必要経費・控除額（年金所得は控除額を80万円として計算を差し引いたとき）に0円となる世帯。



問い合わせ先
 中央公民館 ☎63-2618
 宿毛歴史館 ☎63-5496
 坂本図書館 ☎63-2654

**第20回宿毛市オール
 パワー文化展作品募集**

60歳以上の芸術愛好者の発表の場です。自分の作品を多くの方に鑑賞してもらいたいです。

申込書、開催要項が必要な方は中央公民館まで請求してください。

会期 10月16日(金)～18日(日)
 場所 宿毛文教センター
 作品搬入 10月14日(水) 9時～15時

※持参に限る
 応募資格

宿毛市出身者および在住で、搬入当日満60歳以上の方

出品料 無料

【問い合わせ先】

中央公民館

☎63-2618

「土佐の妖怪」

昨今、アニメ「妖怪ウォッチ」などにより妖怪ブームになっていますが、身近なところには存在していたとされる、懐かしい妖怪についてのお話を、夏の思い出にいかがですか。

講師の市原麟一郎さんは、

「土佐民話の会」の創立者・主宰者であり、半世紀にわたって民話の再話・記録・伝承の活動を続けてこられ、その業績により「高知県文化賞」「高知新大賞」「文部大臣賞」を受賞されました。

自著「土佐の妖怪」の中で、シバテン、ヤマンバ、ヤマチチ、天狗、ひだる餓鬼など、土佐

でおなじみの妖怪について書かれています。

日時 8月23日(日) 13時～15時
 場所 文教センター2階視聴覚室

講師

市原麟一郎さん

(土佐民話の会)

参加費 無料

【問い合わせ先】

坂本図書館

☎63-2654

写真展

「幡多の野鳥2015」

昨年11月には四国では初記録のハマヒバリが撮影できました。また、今年5月には宿毛市ではヤイロチョウが撮影できました。

多くの方のご来場をお待ちしております。

日時 8月17日(月)～24日(月)
 会場 宿毛文教センター1階ホワイエ
 入場料 無料
 主催 高知野鳥の会
 後援 宿毛市教育委員会

職場のマタハラでつらい思いしていませんか

「妊娠したら解雇」は違法です!

妊娠・出産などを理由に解雇したり、退職を強要したりすることは男女雇用機会均等法で禁止されています。

高知労働局雇用均等室までご相談ください。
 匿名でも受け付けており、相談は無料です。

〒780-8548 高知市南金田1-39

☎088-885-6041 FAX 088-885-6042



ハマヒバリ／撮影 有田修大

【問い合わせ先】

高知野鳥の会

☎090-1571-1150 29

木村 宏



100年後の水を守る

水ジャーナリストの20年

橋本淳司 著

文研出版

水問題の現場、学校での水の授業、中国の水不足と節水教育、水のルール……。水問題を専門とするジャーナリストが、自身の活動を紹介しながら、将来の水を守る方法を考える。

ありがとう実験動物たち

太田京子 著

笠井憲雪 監修

岩崎書店

狐物語

レオポルド・シヨヴォー 編・画

山脇百合子 訳

福音館書店

エゾリス

竹田津美

文・写真
アリス館

夢へ翔けて

戦争孤児から

世界的バレリーナへ

ミケラ・デプリンス 著

エレーン・デプリンス 共著

ポプラ社

農家が教える産地のイチおし旬レシピ

野菜たっぷり160品！

農山漁村文化協会 編

農山漁村文化協会

農家がつくる雑誌『現代農業』に寄せられた、全国の農家の自慢のレシピが大集合。カラダが喜ぶ健康料理から、手づくり調味料、懐かしい郷土料理まで、野菜たっぷり160品。『別冊うかたま』2014年10月号を書籍化。

家庭の医療費をかしこく節約する77の方法

井戸美枝・川島朗 著

PHP研究所

江戸から伝わる味をたずねて

先人の創意工夫をひもとき、今に生かす

柳原尚之 著/池田書店

「居場所」のない男、「時間」がない女

水無田気流 著

日本経済新聞出版社

ごみと日本人

衛星・勤俣・リサイクル

からみる近代史

稲村光郎 著/ミネルヴァ書房

戦没者等のご遺族の皆さんへ

第十回特別弔慰金が支給されます

今般の法改正による特別弔慰金については、ご遺族に1層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

支給対象者

平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者等の妻や父母など)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

請求期間

平成27年4月1日から平成30年4月2日まで(請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができませんので、ご注意ください。)

特別弔慰金Q&A

Q、戦没者等の死亡後に生まれた孫は、支給対象になりますか?
A、戦没者等の死亡当時のご遺族(三親等内)を対象としていますので、戦没者等の死亡後に生まれた方は対象になりません。

【請求・問い合わせ先】

福祉事務所社会児童係
☎63-13311

◎土佐くろしお鉄道「中村・宿毛線の愛称」・「おにぎりアイデア」の募集!

土佐くろしお鉄道中村・宿毛線運営協議会では土佐くろしお鉄道に親しみを持ってもらえる「路線の愛称」と「ご当地おにぎりのアイデア」を募集します。(上位入賞者には賞品があります。)

募集期間

8月1日(土)～8月31日(月)

応募方法

郵送または応募箱への応募 ※応募用紙・そのほか注意事項などは、市町村庁舎や駅に置いてある募集要項をご確認ください。

【問い合わせ先】

土佐くろしお鉄道中村・宿毛線運営協議会事務局
(四万十市企画広報課)
☎0880-341129

8月は「電気使用安全月間」

電気安全についてお気軽にご相談ください。

【相談・問い合わせ先】

(二財)四国電気保安協会
高知支部中村事業所
☎0880-3416431

(内容紹介は、徳島書籍流通センターTRC MARCより)

お知らせします。 2つの給付金(平成27年度)。



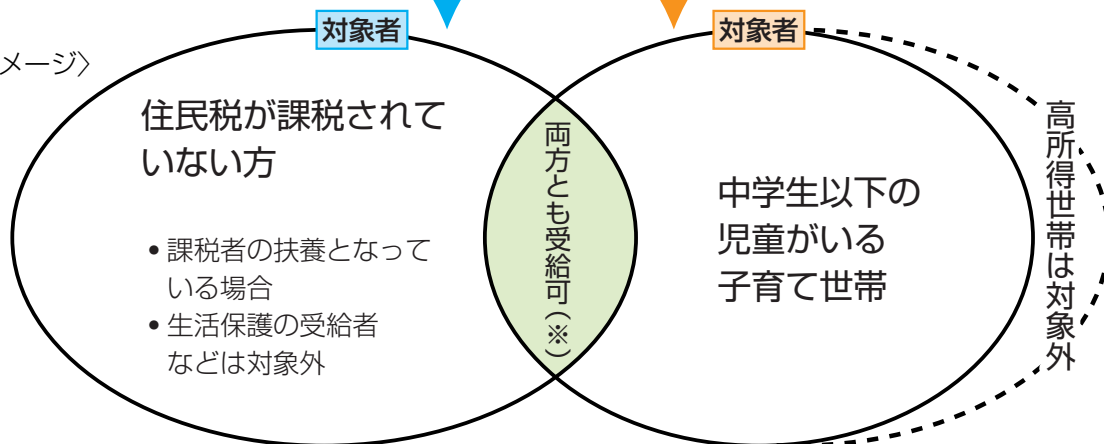
消費税率の引き上げの影響などを踏まえ、所得の低い方や子育て世帯に対して、臨時的な給付措置として実施されます。

臨時福祉給付金

所得の低い方の負担を緩和します。

支給額
1人につき 6,000円

〈イメージ〉



(※)平成27年度は、どちらの要件にも該当する方については、2つの給付金を両方とも受け取ることができます。

臨時福祉給付金

申請期間
平成27年8月24日(月)
～平成28年1月29日(金)※土・日・祝日を除く

※8月下旬に対象者へ申請書を郵送します。

どちらの給付金も、申請期間を過ぎた場合は、
受給できなくなりますのでご注意ください。

子育て世帯臨時特例給付金

申請期間
平成27年6月1日(月)
～平成27年11月30日(月)※土・日・祝日を除く

※対象者には5月下旬に児童手当の現況届と併せて申請書を郵送しています。

※公務員の方は、勤務先から申請書が配布されますので、勤務先から児童手当の「受給証明書」を受けた後で申請してください。

【問い合わせ先】

申請方法に関するお問い合わせ
宿毛市役所福祉事務所(社会児童係) ☎0880-63-3311

制度に関するお問い合わせ
厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル ☎0570-037-192



すくも

市議会だより

第78号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

定例会の概要

第二回定例会は、平成二十七年六月十五日に開会し、十七日間の会期で七月一日に閉会しました。

市長から提出された議案は、専決処分議案一件、「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」の人事議案一件、「平成二十七年年度一般会計補正予算」など予算議案三件、「宿毛市国民健康保険条例の一部改正」など条例議案二件、「市道路線の認定について」などその他議案七件の合計十四議案で、審議の結果、いずれも原案どおり全会一致で可決されました。

最終日には議員から「宿毛市議会会議規則の一部改正」及び意見書案二件が提出され、審議の結果、いずれも原案どおり全会一致で可決されました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

補正予算

◎一般会計(議案第三、四号)

今回の補正予算は、総額で四億千三百二十六万千円が増額補正され、累計で百十億二千百十万三千円となりました。

(歳出の主なもの)

○防災情報伝達システム整備事業

.....三億九千八百十万円

六月定例会日程

6月15日(月)	本会議	開会、議案上程 提案理由の説明
16日(火)	休会	議案等精査
17日(水)	休会	議案等精査
18日(木)	休会	議案等精査
19日(金)	休会	議案等精査
20日(土)	休会	
21日(日)	休会	
22日(月)	本会議	一般質問
23日(火)	本会議	一般質問
24日(水)	本会議	一般質問・議案質疑
25日(木)	休会	委員会審査
26日(金)	休会	委員会審査
27日(土)	休会	
28日(日)	休会	
29日(月)	休会	
30日(火)	休会	委員会審査
7月1日(水)	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会

- 旧県立宿毛病院跡地用地購入及び整備工事費
.....千五百万円
- 社会保障・税番号制度システム整備委託料
.....八百二十万三千円
- 斎場自家発電装置整備工事
.....千二百九十六万円
- 山地災害防止工事費
.....二千一百万円

◎水道事業会計(議案第五号)
上水道及び東部広域簡易水道配水管整備事業費を減額し、簡易水道配水管整備事業費を増額しようとするもので、総額で五千八百四十万円を追加しようとするものです。



条例

◎宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

地方税法等の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、国に準じて条例の一部を改正しようとするもので、具体的には、国民健康保険税の課税の特例の施行期日を変更しようとするものです。

◎半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

半島振興法の一部を改正する法律及び地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、具体的には、適用期限を平成二十九年三月三十一日まで二年間延長するとともに、対象業種を新たに追加するものです。

その他

◎工事請負契約の締結について

六月十五日に議決した防災情報伝達システム整備事業（補正予算）を実施するにあたり、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ四国と三億八千二百万円で工事請負契約を締結することについて、地方自治法第九六条第一項第五号の規定により、議会の議決を求めるものです。

◎市道路線の認定について

横平山田線、横平山田四号線、横平山田五号線、横平山田六号線の四路線について、道路法第八条第二項の規定に基づき、道路の路線を認定することについて議会の議決を求めるものです。

◎あらたに生じた土地の確認について及びあらたに生じた土地の字の区域の画定について

県道安満地福良線改良工事に伴い、宿毛湾港区域内及び榮喜漁港区域内における公有水面にあらたな土地が生じたため、地方自治法第九条の五第一項及び第二六〇条第一項の規定により、議会の議決を求めるものです。

◎宿毛市議会会議規則の一部を改正する規則について

近年の男女共同参画の状況にかんがみ、本市議会においても男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、会議及び委員会の欠席理由に「出産」を明記するものです。

人事案件

平成二十七年第二回定例会において、次の人事議案を全会一致をもって、同意しました。

○人権擁護委員候補者の推薦

乾 均 氏（新任）

提出された議案等

議案番号	件名	議決結果
第1号	専決処分した事件の承認について	承認
第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	同意
第3号	平成二十七年年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第4号	平成二十七年年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決
第5号	平成二十七年年度宿毛市水道事業会計補正予算について	原案可決
第6号	宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第7号	半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第8号	市道路線の認定について	原案可決
第9号	市道路線の認定について	原案可決
第10号	市道路線の認定について	原案可決
第11号	市道路線の認定について	原案可決
第12号	あらたに生じた土地の確認について	原案可決
第13号	あらたに生じた土地の字の区域の画定について	原案可決
第14号	工事請負契約の締結について	原案可決
第15号	宿毛市議会会議規則の一部を改正する規則について	原案可決
意見書案 第1号	人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し規制する法律の制定を求める意見書について	原案可決
第2号	「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書について	原案可決

一

般

質

問

六月定例会の一般質問は、二十二日から二十四日までの三日間に十一人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



原田 秀明 議員

東京オリンピックに向けた宿毛市の取り組みについて

問 東京オリンピック・パラリンピックに向けて、事前合宿の誘致や選手の育成、地場産品の世界への売り出しなど、オリンピックの遺産を残すために行動するべきではないか問う。

答 オリンピック参加選手の招致や地場産品の売り出しは大変貴重な取り組みではないかと考えているが、宿毛市単独では厳しい面もあると思うので、高知県と連携を図る中

で受け入れ可能な競技や地場産品の活用を模索し、オリンピック選手の受入態勢などをとれないか検討していきたい。

小深浦の高台整備について

問 小深浦の高台整備の内容と進捗状況、終了の時期を問う。

答 国の都市防災総合推進事業を利用し、大規模災害発生時の避難場所及び長期浸水時に仮設住宅等の二次避難場所へ移動するまでの間、避難生活を営むことのできる広場の整備を目的としており、平成二十五年年度から土地鑑定評価、測量設計、用地取得に着手し、用地取得は約九割完了している。完了予定は、用地取得や国の予算割り当てなど不確定な部分もあり、市の財政状況

も考えると数年はかかると思われる。

問 整備後は給食センターや保育園、小中学校など、公共施設の高台移転をおこなう一定の計画があるのか問う。

答 公共施設の移転等の計画が詰まった段階で関係省庁と協議をしていく必要がある。その際には都市防災総合推進事業の一部返還金が発生する可能性はある。現時点ではこの地域に避難場所の整備が急務であることに加え、将来に向け可能性のある形で整備していくことよって行政側の柔軟な対応ができるものと考えている。

津波が予想されるエリアの国土調査について

問 津波被害対策の緊急性が高くなる中、市内で津波被害が予想される地域での国土調査の実施状況を問う。

答 海岸沿いの実施状況は、藻津から高砂まで完了して、大島と坂ノ下以南の区域は、未実施になっており、浸水想定区域百二十五ヘクタールの

うち、実施済区域は四九%の六十一ヘクタール、未実施区域は五一%の六十三ヘクタールとなっている。

問 津波被害が予想される地域への今後の国土調査の実施について、市長の考えを問う。

答 今年度に宿毛、与市明の一部を予備調査し、四年から五年かけて現地調査する計画になっており、次については各種の事業を考慮する中で優先順位を踏まえて決定し、市民の皆様にもできるだけ情報の提供をしながら実施していきたいと考えている。



松浦 英夫 議員

投票率の向上対策について

問 今回の選挙における投票率は七一・〇一%と、これまで十七回行われた市議会議員選挙で最低の投票率となった。

投票率が下がることは民主主義の危機であるといわれている。そこで投票率が低下する原因についてどのように考えているのか問う。

答 その要因は、一概にはいえないが、特に若い世代の有権者に選挙離れが進んでいることが大きな要因になっている。

問 投票率の向上に努めることが、選挙管理委員会としての大変重要な任務であるが、このことについてどのように認識しているのか問う。

答 選挙権は行使されてこそ意味がある。投票率の向上に取組んで行くことは選挙管理委員会の主要な職務の一つである。選挙を公平、公正に実施するとともに、有権者が投票しやすい環境を整備し、投票率の向上を図っていくことは重要な課題である。

問 今回の市議会議員選挙において、投票率向上に向け、どのような取組みを行なってきたのか問う。

答 より投票しやすい環境の整備に力点を置いた。期日前投票の簡素化を図る中で、有

権者の利便性の向上や心理的負担も軽減につながった。その結果、期日前投票の投票数が前回より五%、二百人増加した。

問 マスコミ等では、最近、若者の選挙離れが進んでおるといわれ、大変大きな問題となっている。一方、選挙権年齢を二十歳以上から十八歳以上に引き下げる公職選挙法の改正案が成立した。

宿毛市での市民の投票行動において、年代別の状況について問う。

答 二十代が三八・二%と最も低く、六十代が八九%と一番高くなっている。

問 現状における若年層の投票率が低下していることを考えると、若い人たちに、政治に参加する意識を高める取組みが大きな課題となるがその取組みについて問う。

答 将来を担う若者が、政治参加の意義や選挙について関心を高め、理解を深めることは極めて大切なことである。主権者としての意識を高める教育の充実が急がれており、県や教育委員会と連携を図り

対応していく。

問 今回の市議会議員選挙では、七世帯十三人が生活されている沖の島の長浜地区には掲示箇所がなく候補者の顔が見えない状態であった。今後このようなことがないように、設置場所について十分に精査をし、有権者の皆さんに候補者の顔が周知できるように取組みが必要ではないか問う。

答 議員の指摘を真摯に受けとめ、今後そのようなことがないように、万全の体制で取組みさせていただく。



高倉 真弓 議員

健康について

問 県はフッ素入り水溶液でうがいを実践している自治体は、虫歯が少ない傾向にあるとして推進している。

保育園、学校現場に取り入れる計画はないか問う。

答 子どもの歯の健康の重要性については、以前より認識をもっており、保育園での毎給食後の歯磨き指導、定期的な嘱託歯科医による検診等を行っている。フッ素洗口についてはその効果と安全性について科学的に立証されている。今後、各保育園において年度内の着手を目標に、現場職員の理解も含め、取り組んでいきたい。

小中学校におけるフッ素洗口は、校長会や教育研究部会などにおいて、県職員が説明に来るなど、学校現場に対しては一定の周知が図られているものと考えている。現在は、幼稚園で実施されているものがあるが、市内の小・中学校では取り組んでいない。

教育委員会としては、県や市長部局と連携をする中で、保護者への周知や理解を得ることについて、研究していきたいと考えている。

問 学校施設の敷地内禁煙について、受動喫煙や子どもの健康の観点から問う。

答 市内小・中学校十四校のうち、敷地内禁煙二校、建物内禁煙十二校となっている。建物内禁煙についても子ども

達に影響が及ばないところに喫煙場所を定めるなど、十分な配慮をしているが、今後も校長会等を通じて十分に留意するようお願いをしていく。

災害等非常時の情報収集について

問 災害、非常時の情報収集と市民のとるべき対応について問う。

答 現在の情報伝達手段としては、防災行政無線の音声放送、携帯電話の緊急速報メール、ホームページへの災害情報の掲載、Ｌアラートを通じたテレビのテロップ放送やラジオからの報道等がある。防災情報伝達システム整備事業により、平田、山奈、橋上地区等においても、屋外子局を整備する予定である。

さらに、本事業によって、スマートフォン防災アプリを宿毛市版に改良したもの、カスタマイズしたものを作成して、火災等の災害情報を無料で配信することで、文字による情報伝達もできるような体制を構築することになっている。

市民のとるべき対応については、災害の規模によっては、

機能不全となることも想定されることから、行政からの情報を持つだけでなく、御自身でも積極的に情報を収集していただくと共に、自主防災活動を通じた共助による情報伝達も重要な手段であると認識している。



山本 英 議員

財政状況と 企業誘致について

問 財政調整基金の現状と財政改革策及び有効な企業誘致活動について問う。

答 残高は十八億三千万円で、自主財源の増収が見込めない中、経常経費や事業費の節減、無駄の排除に努め、健全な財政運営ができるよう努める。企業誘致については、引き続き県と連携し有効な企業誘致に努める。

平成二十五年度の海上自衛隊潜水艦部隊等の誘致請願採択について

問 請願議決の有効性と取り組み姿勢を問う。

答 誘致するためには、国、県周辺市町村及び宿毛市民の理解と協力がなければ実現は困難、しかし寄港していただければ経済効果があり、クルーズ客船だけでなく、自衛艦船にも活用していただけるよう取り組む。

防災対策について

かけて協議する必要があり、直ちに推進することは困難である。

問 対策本部の設置場所、情報収集策、防災広域連合及び液状化について問う。

答 本部の設置場所は状況により三カ所を考えている。情報の収集には法整備が進めばドローンや今回導入するシステムに付加できる被害監視カメラの設置について研究する。提案の紀伊水道側の二府八県の関西広域連合に習う豊後水道側の広域連合については、県を交えた協議の場で議論する。液状化は、県防災マップでの予測の範囲を出ない。根本的対策には莫大な予算が必要。震災対策全般の中で対策を検討する。

学校教育について

問 小中一貫教育等、愛国心教育について問う。

答 小中一貫教育は、県内外の効果のあった先進地事例を

も積極的に取り入れ、九年間を見通した教育活動に努めている。また、愛国心教育は国旗国歌を尊重する態度を育てること、「宿毛の二十一人」を使い故郷を愛する心の醸成に努めることで日本人としての自覚を養うようにしている。



山上 庄一 議員

防災・減災・ 事前復興について

問 避難経路沿道のブロック塀等の危険箇所の把握はされているのか。それらの対応は、どのようにされるのか。

答 危険箇所の把握は、明確にできていない。今年度より県、市及び自主防災組織が連携し、三年をかけて現地点検を行う。先日、宇須々木地区から作業を開始したところで、今後、把握ができていくものと考えている。ブロック塀の撤去、改修に

対し、上限で二十万五千円の助成を行っており、ぜひ活用頂きたい。

ふるさと納税について

問 今年度は、インターネットの会社に委託したとのことだが、どの企業に、どのような条件で委託し、また、今年度の目標は幾らか。それに、還元率はどのくらいか。

答 株式会社トラストバンクと契約し、受領書の発行等、返礼品の品質、発送、在庫管理や苦情対応、今後、急激にふえた場合も、寄附された方に適切な対応が可能になると考えている。

トラストバンクに対し、寄附額の八%を支払う。また、クレジット決済を当サイトで行うため、導入費用三万円、月額基本使用料一千五百円、代理納付システム使用料として、寄附額一%を支払う条件で、別途、ヤフー株式会社と契約をしているため、市が支払う業務委託料は、寄附額の約九%となる。今年度の目標金額は、一千万円を計上している。還元率は、寄附額の三〇%

相当の返礼品を贈呈する。

人工透析の現状について

問 現在、市内には通院患者に対し人工透析ができる病院が一方所のように、交通費がかさみ、病院でも、待たされることも少なくないというが、市長は御承知か。何か改善策などがないか問う。

答 現在、市在住の透析患者の実数は五十五人。病院は、川村内科クリニックが三十四人、幡多けんみん病院が六人、四万十市立市民病院が三人、幡多病院が十一人、南宇和病院が一人といった状況で、通院に係る経費は、月八日以上の透析療法を受けている方に、往復距離と、通院回数に応じ、ガンリン代相当額を助成し、通院実績に基づき、半期ごとに支給している。

大島橋の架け替えについて

問 昨年度、概略(予備)設計までされたが、今後、どのようなスケジュールになるのか。

答 昨年十月に予備設計を完了し、今年度、詳細設計を発注する計画であったが、廻角橋のかけかえ完了後に、事業を進めたい。

与市明川の河川改修断面を阻害している廻角橋のかけかえが急務で、一橋を並行してかけかえることは、財政的に困難であり、理解頂きたい。



川村 三千代 議員

宿毛マラソン大会について

問 参加者が減少、逆に辞退者の割合が増加した点についての検証を求め、また、大会の名称、開催曜日、種目、コース等今後の改善点、対策について問う。

答 宿毛花へんろマラソンを検証し、運営、準備を行い、特に大きな問題もなく、一定の成果をあげられたとは感じているが、実際参加者が目標を

下まわっていることから、開催時間、スタート時間、大会名称、後夜祭等協議検討を重ねる必要がある。様々な点でアピール、宣伝不足な面があるが、今回辞退された全選手に参加賞を郵送し、宿毛のPRと次回大会への参加を呼びかける取り組みを行った。交流人口の拡大、地域振興の象徴的なイベントにしていこうという思いを持って、実行委員会総会で総括し、特徴を活かした大会として次回へとつなげていきたい。

産業祭について

問 春、四月開催に移行し、マラソン大会と同時期となった産業祭について、イベント内容も含め、今後の取り組みを問う。

答 マラソンの時期と非常に近く、総合運動公園の利用制限期間が長期化し、ご不便をおかけした面もあるが、概ね理解を頂いている。議員から提案のあった二つのイベントをリンクすることも含め、反省、改善を行う中で、特産品を活用した新たな試みを模索していききたい。今後も来場者のニ

ーズに対応し、本市の産業の発展を目指し、イベント内容の充実に取り組んでいきたい。

空き家対策について

問 五月二十六日に空き家対策特別措置法が施行され、勸告命令、強制代執行も可能となった中、本市としての対策、また、空き家の活用について問う。

答 昨年度より危険老朽空き家の除去に補助金を交付しており、昨年度は十四件を交付、本年度は三件を計上している。補助制度周知に関しては、広報及びホームページ、地域懇談会を活用し、相談、申請に對しては聞き取り、現地調査を行い、危険性、緊急性等を勘案し、地域の安全・安心の向上に努めていく。また、本年度より西町の地域振興住宅の一室を県外からの移住を検討されている方のためにお試し住宅として用意している。現在までに利用実績はないが、今後の利用状況やニーズに合わせて、議員より提案のあった地域の空き家をお試し住宅として活用することも積極的に検討してまいりたい。



山戸 寛 議員

自伐型林業について

問 自伐型林業を地域の活性化の一つの武器として、普及推進していくために、どこまで考えているのか。

答 十年後には宿毛市内で專業型の自伐林業チームが複数班稼働し林業整備を行っているのが理想である。二、三年後にはチーム一班の稼働を目指したい。

問 自伐型林業技術の普及のためにどのようなシステムを考えているのか。

答 幡多管内でもいくつかのグループが活動しており、本年五月発足の幡多地区小規模林業推進協議会といった枠組みを活用して、グループ間での連携、情報の共有、スキルアップにつなげて行きたい。また、本年度実施中のすくも森林塾よりも施業に特化し

た講座を別途開催することも検討したい。

問 山林の所有者が境界の画定を行いたいとする時に、市には何ができるのか。

答 山林所有者個人のみへの補助事業はないが、境界確定後の施業実施を考え、面的なまとまりの持てるものであるならば、森林経営計画の策定に向けた国の森林整備地域活動支援交付金を活用した境界の明確化を勧めることができる。小規模な山林でも、本交付金の対象山林に位置付けできる場所であるなら、境界明確化を図れる可能性もある。

問 小規模な設備での自伐型林業を展開するについて、市としてどのような補助が可能であるか。

答 緊急間伐総合支援事業では、自らの山林の搬出間伐の場合、ヘクターあたり十八万三千円を補助する。幅員二・五メートルの作業道の開設について一メートル当たり千円の補助を行う。また高知県では、小規模林業推進協議会の会員向けに林業機械のレンタル料の二分の一を補助する

事業を実施している。将来において様々な作業が進んでくるのであれば、市としても独自の対応を考えていかなければならない。

森林経営計画について

問 広葉樹を有利に販売するために、森林経営計画の有無が大きな意味を持つ。計画の策定に対して、市としての程度の対応が可能なのか。

答 現在、森林経営計画は十二認定されているが、広葉樹林のみで策定されたものはない。既存の森林経営計画のすき間を埋める形で天然林を追加して行くとか、今後の活用を見越して積極的に天然林を計画区域に含めていくなどの対応を働きかけていきたい。策定手間の関係から、個人では難しい問題もあるので、計画の策定業務は森林組合や素材生産業者などに委託し、施業の実施はみずからで行うといった方法も提案していきたい。



山岡 力 議員

海上自衛隊の誘致について

問 平成二十五年四月十一日の防衛省への一回目の要望書は、海上自衛隊潜水艦部隊及び掃海部隊の誘致が主な内容であったが、平成二十七年二月二十四日の要望書には、「統合近傍作戦根拠地」という概念が記載されており、陸・海・空の部隊の誘致を要望している。一回目の要望書ではここまで具体的な内容ではなかったと思うが、このような内容の変容について問う。

答 要望書はあくまでも宿毛湾への自艦艦隊の寄港促進、そして食料や燃料等の安定的な供給等、宿毛湾の利活用について検討していただくように要望しているものである。

問 市長答弁と要望書の中身には矛盾がある。宿毛湾は日本でも有数の良港であり、県

内でもその漁獲量は群を抜いている。多くの人々が宿毛湾を生活の糧としているが、大きな不安の声がある。地元住民には勿論のこと、近隣市町村にもしっかりとした説明が必要であると思うが、市長の考えを問う。

答 基地化を目指して要望しているわけではない。宿毛湾港は公の港であるので、貨物船やクルーズ客船同様、自衛艦の入港についても制限できないものではない。一般航路を航海する船、客船が来る理由を市民の皆さんに一言言う必要はなく、自衛艦に関しても、権利として宿毛湾港に来るわけ、航路を通って、漁業権が設定されてないところについては、自由に航行できるわけである。ただし、今後、説明する必要があるならば、宿毛市の取り組んでいることについては、市民の皆さん等に明らかにしていく、そういう必要があると感じた場合には、当然、私どもはしていかなきやいけないし、また、求められれば、説明する必要はあると思っっている。

問 宿毛湾の真の価値と活用について、基地化との関係に

おいてどのように考えているのか問う。

答 宿毛湾は豊富な魚種を有する豊かな海であり、養殖漁業だけでなく、一本釣りやまき網漁業等、宿毛市の基幹産業として地域経済の活性化に大きな貢献をしている。今後水産業の振興と豊かな環境の維持に取り組んでまいらなければいけないと考えている。基地という形で誘致をしているわけではない。自衛艦に寄港していただくことが、宿毛市の経済状況、社会状況の中で、大きく役に立つのではないかと現時点での考えで、この取り組みを行っている。



川田 栄子 議員

行財政改革について

問 前例の踏襲では新しい発想や活力は生まれにくい。職員の意識改革が重要と考えるが

市長の考えを問う。

答 職員の能力・年齢・地域にに応じてきちっと人事配置をすれば、職務を十分に遂行できると思っている。

問 行財政改革は、非常に厳しい中で行われなければならない。どの程度、市の財政が厳しいのか市民に納得のいく説明が必要ではないか問う。

答 大変厳しい財政状況であり平成二十六年度は財政調整基金の取り崩しを行なった。予算概要については五月、決算概要については一月の広報で示している。市民への周知が不十分とご意見については、平成二十八年度からの新地方公会計制度の導入により総務省から示された統一基準モデルによる財務諸表の作成を予定している。これにより全地方自治体が統一した様式となり、類似団体との比較分析が可能となり、わかりやすくなるものと考えられる。平成二十九年度中には、平成二十八年度決算の財務諸表を作成し、ホームページ等で公表する予定である。

ふるさと納税の活用について

問 ふるさと納税の活用方法として、明日の宿毛のためにも若者の出会いと子育て支援へも活用すべきではないか問う。

答 ふるさと寄付金の活用については、条例で定められた事業のみ使うことが許されている。民間で自発的に行われている若者の出会い、新イベント等や新たな少子化対策等への活用については今後検討したい。

高齢者の尊厳と見守りについて

問 年を重ねるとともに、健康を失い、生きがいを失ってさびしい老後を過ごしている。できる仕組みがあっても人の絆がなければ作用しないと考えるが市長の所見を問う。

答 尊厳を保って地域で生活を続けることは重要であり、住民同士がお互いに支え合う互助が不可欠であると考ええる。

遠隔地の交通手段について

問 公共交通には多額の補助金をだしているが、遠隔地の声がどこまで反映されているのか問う。

答 公共交通空白地域の移動手段の確保は解決しなければならぬ大きな課題であると認識している。今年度予算で、地域公共交通に精通したコンサルタント会社に委託し、最も効果的で効率的な運行体制について検討したい。

国土調査について

問 近隣市町村の進捗状況を問う。

答 四十市三七・二%、土佐清水市九・六%、大月町五一・二%、三原村完了である。

問 行政主導で早期取組みをすべきでないか問う。

答 早期に実施していかなければならない。そういう状況は強まっていると思っている。



野々下 昌文 議員

地方創生について

問 長期ビジョン及び地方版総合戦略策定に向けた取り組みの現状について問う。

答 長期ビジョンの策定状況は、四月二十二日付で基礎調査等をコンサルへ委託しており、又、地方総合戦略については、広く意見を聞くため、行政職員や商工、漁協、農協、森林組合等の実務者による専門部会を設置し、一般市民や、中高生二千名を対象に、結婚・出産・子育てや、進路・就職などについてアンケートを行っており、人口ビジョン、総合戦略に反映していきたい。

問 全国各地で導入が進んでいる地域経済政策にエコノミックガードニングという手法がある。本市の総合戦略に取り入れることができるのではないか問う。

答 提案を受けて、初めてこのような手法があることを認識した。貴重なご提案であり、現時点で専門部会でも協議されていない内容である。今後、推進本部会議の場で研究、検討させていただく。

ドッグランの設置について

問 市民からの設置の要望もあるが、本市での取り組みは出来ないか問う。

答 犬を飼われている多くの方にとっては、家族同然であると同時に、ドッグランで思う存分遊ばせてやりたいという思いは十分理解できるが、本市の財政状況、設置場所等、総合的に勘案すると現段階での設置は困難であるが、近隣の施設の設置状況や、管理運営方法など、関係者の皆さんの話も聞く中でよく検討したい。

問 現在、県が所有する高砂の公園へドッグランの設置を求めて署名をはじめた市民グループもある。市長の所見を問う。

答 市民の皆さんが、そのような形で関心が高いことを改

めて認識をした。
県下の皆さんの要望に応える
という中で、いろんな角度か
らどこまでできるのか検討を
したい。

生活困窮者自立 支援制度について

問 今年度より新たに生活困窮者自立支援制度が始まり、必ず取り組むべき事業となっている。当該制度の周知方法について問う

答 生活保護にいたる前のセーフティネットとして導入され、必須事業として、自立相談支援事業と住居確保給付金事業などがある。周知については、委託先である宿毛市社会福祉協議会の社協だより「ふれあい」四月号で当該制度を取り上げ、市広報に同封して各世帯に配布を行い、そして、各地区民生委員を通じ周知を図っている。

又、今後は、市のホームページやフェイスブック、チラシ等を活用して、一層の周知を図っていく。



寺田 公一 議員

宿毛小学校裏の物件 移転調査の結果と今後について

問 宿毛小学校裏の物件移転調査については、どのような調査結果がきて、今後どのように進めていく予定なのか問う。

答 物件移転補償金の総額としては、一部概算部分もあるが、約一億四千五百万円程度になり、土地代を含めた総額としては、約二億円程度になる見込みだ。今後の予定としては、具体的な用地交渉に向けて、用地の鑑定評価を実施するための補正予算を計上していきたいと考えており、地権者にも理解をいただく中で、来年度予算において、用地等の取得予算を計上したいと考えている。

市道の安全対策について

問 二ノ宮の県道四号線と市

道が交差する地点は、事故が非常に多く危険だ。今後、中村宿毛道路の和田インターが開通すると、今以上に危険度が増すと思うが、安全対策について問う。

答 この交差点は、農道を含め、変則的な交差点状況となっており、以前から、警察署と土木事務所と協議してきた経緯がある。基本的な解決に至っていないのが現状だ。抜本的な形で、どう改善していくのか考えている。

問 土居下の県道四号線と市道桜町藻津線の交差点は、近くに保育園もあり、交通量も多い。例えば押しボタン信号機をつけるとか、安全対策を図るべきと思うが考えを問う。

答 当交差点は、市道から二ノ宮方面に左折する際、県道に右折車があると、通行しづらくなる場合があるので、警察署と土木事務所と交差点の安全対策について協議していきたい。

また、河戸堰の駐車場からの子供たちの送迎については、民間の協力による標識等の設置もあるが、小さな子供たちが通ることを考えると、全体

として何らかの対応をすべきと考える。

問 先日、若い命が奪われる哀しい事故が起こった市道桜町藻津線は、宿毛市においては数少ない街路樹のある市道だが、街路樹が邪魔になり視界がとりづらくなっている、街路樹すべてを撤去して、明るく見通しの良い街路にすべきと思うが考えを問う。

答 街路樹の必要性は、景観面だけではなく、危険な道路横断の防止や、車両の衝突軽減、真夏の木陰形成、雨天時の水はね防止など、様々な役割を果たしている。

しかし、本路線は事故が多発している状況にあり、交差点の街路樹の一部を撤去した。今後も、街路樹の管理については、管理方法も含めて、適正管理に努めていく。



選挙管理委員及び 補充員の選挙

平成二十七年七月二十三日に任期満了となる選挙管理委員及び補充員の選挙を行い、次の方が当選されました。

○委員(四名)

土居 利充氏

山奈町山田二八八五番地

島内 千尋氏

山奈町芳奈一三八九番地三

三浦 開氏

松田町八番七十五号

岡松 平氏

小筑紫町伊与野

四四七番地二

○補充員(四名)

岡添 吉見氏

小筑紫町湊七三番地

立田 明氏

中央三丁目八番七十六号

村中 純氏

和田七九八番地二

柴岡 喜美子氏

大深浦一〇二番地

意見書

今定例会に議員より提出された次の意見書案を原案のとおり可決し、関係行政機関に提出しました。

◎人種差別を扇動するヘイトスピーチを禁止し規制する法律の制定を求める意見書

わが国は、世界第三位の経済大国であり、基本的人権を尊重する成熟した民主主義国として、また、優れた文化を有する「おもてなし」の国として、国際社会において高く評価されている。

このことは、外国人観光客が毎年増加し、年間一千万人を超える状況を見ても明らかであり、政府は近い将来、年間二千万人の外国人観光客の受け入れを目標に掲げている。そうして、国内には在日韓国人をはじめとする二百万人以上の外国人が居住し、納税などの義務をはじめ、地域社会に応分の貢献を果たしながら生活を営んでいる。

ところが近年、在日韓国・朝鮮人や人権団体を標的としたヘイトスピーチが日本各地で頻繁に発生し、多くの人がびとが心を痛める事態となっている。ヘイトスピーチをおこなう団体は、繁華街などで拡声器を使って怒声を飛ばし、人種・民族差別的表現で憎悪を煽り、我が国の新たな人権問題として深刻化している。

こうした事態を憂慮する国内各界や国連をはじめとする国際社会からは、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックという国際交流の一大イベントを控えている日本政府に対して、ヘイトスピーチによる人種差別行為への速やかな法的規制を求める声が上がっている。最高裁はすでに「在日特権を許さない市民の会」によるヘイトスピーチが「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤

廃条約）」違反の人種差別であるとした京都地裁及び大阪高裁の判決を認める確定判決を下している。

我が国が批准した国際条約と、基本的人権を謳った日本国憲法の理念に基づく国内法を整備することは、我が国に対する国際社会の信頼を揺るぎないものとするためにも、また、国内における人権尊重の姿勢を全うするためにも、焦眉の急を要する課題であり、日本国としての責務でもある。よって、宿毛市議会は人種差別・民族差別を煽るヘイトスピーチを禁止し、規制する法律の制定を強く求めるものである。

◎「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書

高知県では今、教職員不足が深刻である。

教職員の異動発表時に「臨時が五名着任する予定である」と説明された学校で、臨時教職員は三名しか着任せず、その席は空白のまま授業が行われている学校がある。病気休暇の代替教員が配置されず、教

頭先生が学級担任になって授業を行っている学校がある。学力向上対策等で支援員を配置する予定であったにもかかわらず、配置する人がいないという理由で未着任のまま、例えば別室での少人数指導や放課後の加力指導ができないままの学校がある。養護教諭として着任する人がいないので、隣接校の者に兼務発令をして日常の業務をこなしている学校がある。小学生一年生で県独自の三十人学級措置をしようとしても、異動発表後に児童数が判明したため新たに配置できる教員がいないとの理由で必要な教員が配置されず、三十人学級の措置ができないまま一年間授業をしようとしている学校がある。

これらはすべて、臨時教職員が不足していることから生まれる事態である。こうした事例がすでに三十校以上の学校で起こっている。該当する市町村教委では、対応に苦慮しているのが現実である。

高知県では一年間に約三百人の教職員が病気休暇・産休等で現場から離れることが起こっている。年度の最初である一学期の時点でこれだけの臨時教職員がいない状態では、これから先の代替教員確保が

大変危惧される。

子どもたちに教育を保障するためにも、県の施策である学力向上を図るためにも、「先生のいない教室」を未然に防ぐために、今こそ教職員の確保に対する緊急の取り組みが必要である。

以上の理由により、高知県並びに高知県教育委員会に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 一 臨時教職員と高知県での教員志望者の確保に向けて、緊急かつ特段の配慮と措置を行うこと。また、より一層の臨時教職員の待遇改善を実現すること。
- 二 必要な教職員は、正教職員で確保すること。
- 三 教職員の病休取得者が減るよう、労働安全衛生の施策を充実させること。



▼ 請 願 ・ 陳 情 ▲

皆さんから提出された陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

番号	件 名	議決結果
第1号	集团的自衛権の行使を具体化する法案については廃案にすることを求める意見書の提出について	不採択
第2号	「安全保障関連法案」の制定の中止を求める意見書の提出について	不採択
第3号	国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書の提出について	継続審査
第4号	「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書の提出について	採 択

なお、委員長の審査報告は以下の通りです。

陳情第1号・第2号について

この陳情2件は、提出者並びに標題は異なっておりますが、陳情趣旨としては同じであると判断し、同時に審査いたしました。

陳情の趣旨を踏まえて慎重に審査した結果、平和を守り、

者が違憲であり、まず憲法改正が必要である。との見解を示しているにもかかわらず、内閣は強引に制定を進めている。との意見も出されましたが、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

陳情第4号について

陳情の趣旨を踏まえて慎重に審査した結果、宿毛市の実態をみても、臨時教職員及び正教職員の確保は難しく、さらには多忙で子どもに向き合う時間がない教職員や、病気休暇の教職員が増えているという現状であることから、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第3号については、今後なお審査を要するため、継続審査となりました。



各議員の議案等に対する賛否の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。

議 席		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
氏 名 議 決 結 果 番 号	議 決 結 果	川田 栄子	川村 三千代	原田 秀明	山岡 力	山本 英	高倉 真弓	山上 庄一	山戸 寛	岡崎 利久	野々下 昌文	松浦 英夫	寺田 公一	宮本 有 二	濱田 陸 紀
	陳情第1号	不採択	×	○	○	×	○	×	×	×	議 長	○	×	○	○
陳情第2号	不採択	×	○	○	×	○	×	×	×	○		×	○	○	○

[○：賛成 ×：反対]

表彰

四国市議会議長会及び全国市議会議長会より、次の方々に對して表彰状が授与されました。

全国市議会議長会

【特別表彰】

- ★議員二十年以上
濱田 陸 紀 議員

四国市議会議長会

【特別表彰】

- ★議員二十四年以上
西郷 典 生 前議員
 - ★議員二十年以上
濱田 陸 紀 議員
 - ★議員十六年以上
寺田 公 一 議員
宮本 有 二 議員
浦尻 和 伸 前議員
 - ★議員十二年以上
浅木 敏 前議員
中平 富 宏 前議員
- 【一般表彰】
- ★議員八年以上
岡崎 利 久 議員
野々下 昌 文 議員
松浦 英 夫 議員



● 議会用語 Q & A

Q 委員長報告とは。

A 委員会は、付託を受けた議案や請願・陳情の審査を終えた時、報告書を作成し委員長から議長に提出するとともに、委員長は本会議で審査の経過と結果の報告をします。

★ 会議録の 閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。

詳しくは「会議録」をご覧ください。

六月定例会の会議録は九月上旬にできる予定です。

市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市ホームページでご覧になれます。

議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。



〈 編 集 委 員 〉

〈 編集後記 〉

残暑お見舞い申し上げます。去る四月の統一地方選挙において、五人の新人を含む十四名の第十七期宿毛市議会議員が選出され、フレッシュ感あふれる議会構成となりました。

向こう四年間、市勢の発展のために全力で取り組む所存であります。

さて、六月議会では本誌でお伝えしたとおり、十一名の議員が市政全般について質問し活発な議論が行われました。

これから一年間、私たち五人のメンバーが議会活動について広報して参りますので、市民各位のご愛読とご指導をよろしくお願いいたします。

今年の夏も大変厳しい暑さが続いております。皆様のご健勝を心からご祈念申し上げます。

〈 編集委員 〉

- 松浦 英 夫
- 山 本 英
- 高倉 真 弓
- 野々下 昌 文
- 寺田 公 一

保険料の納め方 割引制度はご存じですか？

国民年金保険料の納付は、「口座振替」や「前納」がお得です！

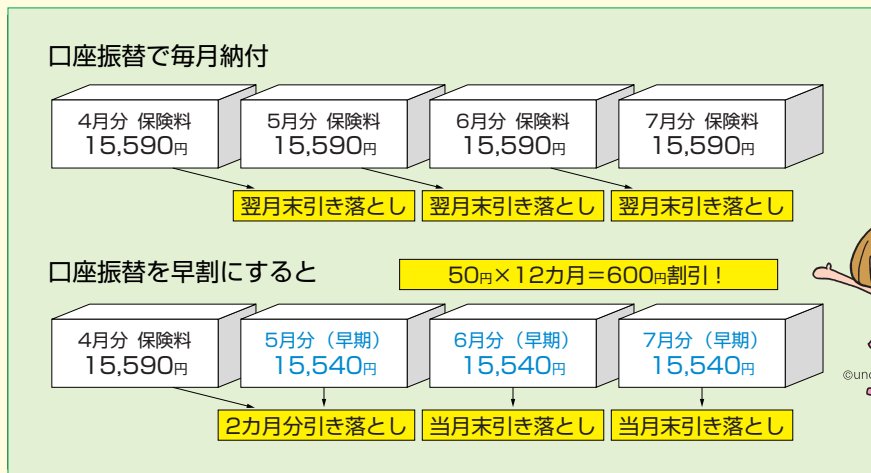
自営業・学生などの第1号被保険者が納める保険料は月額15,590円です。送付される納付書で毎月納めに行くこともできますが、口座振替や、まとめて納める前納にすると割引があります。

●口座振替

納め忘れがなく、手続きも簡単な口座振替は、保険料の割引制度も利用できるのでおすすめです。

月々の保険料を「早割(※)」で納めると年間600円(月額50円)の割引になります。口座振替のお申し込みには、納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印を持参のうえ、市役所年金係または幡多年金事務所もしくはご希望の金融機関窓口へお申し出ください。口座振替が開始されるまで2カ月程度かかります。お申し込みはお早めに！
※保険料の納付期限は翌月末ですが、「早割」は当月末に引き落とす方法です。

早割制度は、平成17年4月から開始された制度のため、従来から口座振替で毎月納めていただいている方も早割に変更するためには改めて申し込みが必要です。



●前納

1年分や半年分などをまとめて納める前納にすると、保険料が割引になります。納付書による現金納付もできますが、口座振替で前納するほうが割引率は高くなります。

☆6カ月分を口座振替で前納すると、1,060円の割引になります。(1年前納や2年前納は、2月末日までにお申し込みください。)

8月中に申し込みすると、10月からの6カ月前納に合います。

●クレジットカード払い

市役所年金係または年金事務所に申込用紙を提出すると、保険料をクレジットカード支払いにすることができます。納め方は毎月または前納(1年または半年)から選べます。なお、早割は利用できません。

●電子納付

パソコンや携帯電話、Pay-easyマークのついたATMなどから納めることができます。詳しくは、ご利用の金融機関へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

市民課年金係

63-11112

日本年金機構幡多年金事務所

088801341616

日本年金機構
幡多年金事務所による
出張年金相談

日時
8月18日(火)
10時～15時(昼休みを除く)

場所
宿毛市役所

受付
市民課年金係

受付時間
8時30分～

※相談には予約が必要です。事前に年金係までご連絡ください。

年金相談に必要なもの

- 年金手帳や年金証書
- 定期便の相談であれば送られてきた書類一式
- 認め印
- 代理の場合は委任状(家族であっても必要です)が当日必要となりますので、必ず年金係にお問い合わせの上、事前にご準備ください。また、代理人の本人確認ができるもの(免許証など)も必要です。



今月の年金相談

本町通りふれあい夜市

盆踊りをメインに、本町商店街の手作り屋台などの各種飲食物の販売や、金魚すくいなど、皆さんに楽しんでいただけるコーナーをたくさん用意しています。

日時

8月21日(金) 17時～21時

※荒天時は順延

場所

愛媛銀行宿毛支店周辺

【問い合わせ先】

本町通り活性化クラブ

☎63-3123

第32回納涼祭

宿毛育成園・宿毛授産園・ひだまり・ワークセンターすくも・ピアハウスすくもの合同納涼祭を開催します。

日時

8月12日(水) 18時～20時30分

※雨天時は21日(金)に延期

場所

宿毛育成園駐車場

内容

○焼き鳥・かき氷・ペラ焼きなどの各種模擬店(18時～)

○踊り・太鼓(19時～)

○花火(踊り終了後)

【問い合わせ先】

宿毛育成園

☎63-2806

風鈴列車運行中!

今年も8月末まで、宿毛・窪川間で、風鈴やすだれ、園児が書いた短冊などを飾り付けた「風鈴列車」を運行しています。普段は列車に乗らない方も、ぜひ暑さを忘れるひとときをご体験ください。

なお、風鈴列車は1両です。

運行時間などについてはお問い合わせください。

【問い合わせ先】

土佐くろしお鉄道株

☎0880-3514961

県立中村高等技術学校で「日曜大工教室」開催!!

内容
○木造コース
木工工具作業(エイジング加工した小物入れ)
○左官コース
セメント細工作業(ペーパーウェイト・メモスタンド)

※定員は各コース10名です。

日時

8月23日(日) 10時～12時

場所

高知県立中村高等技術学校

受講料 無料

※傷害保険料として1名につき173円が必要です。

※小学生以下の場合には保護者が同伴してください。

申込方法

8月14日(金)までに、希望のコース・住所・氏名・性別・生年月日・電話番号を記入の上、はがきかFAXで申し込みください。

※電話での申し込みも可

【問い合わせ先】

高知県立中村高等技術学校 (四万十市具同5179)

☎0880-3712723

FAX 0880-3712724

hatahata かわらっこ

日時

10月25日(日) 10時～15時

※雨天決行

場所

かわらっこ(四万十市)

対象者

高知県内在住の20歳以上の男女

定員

男女各16名

※参加多数の場合は抽選

参加費 男性4,000円

女性3,900円

イベント内容

スローラフト体験、ピザ作り体験

申込締切 9月30日(水)

【申し込み・問い合わせ先】

World Smile

☎090-5910-0989

✉worldsmile.mizuki@gmail.com

自衛官募集案内

18歳以上27歳未満(平成28年4月1日現在)の男女を募集しています。学歴は不問です。

募集種目	受付期間	試験期日	試験会場
自衛官候補生	男子	9月18日(金)まで	四万十市防災センター(四万十市)
	女子	9月8日(火)まで	高知駐屯地(香南市)

【給与等】126,900円、3ヵ月後161,600円+一時金176,000円(平成26年4月1日現在)

※特例退職手当

(任期满了毎に特例退職手当を支給：陸上自衛隊約55万円、海上・航空自衛隊約90万円)

募集種目	受付期間	1次試験期日	試験会場
一般曹候補生	男女	9月8日(火)まで	四万十市防災センター(四万十市)

【初任給】161,600円(平成26年4月1日現在)

【問い合わせ先】 四万十市大橋通6-3-7とらやビル3階

防衛省自衛隊高知地方協力本部四万十地域事務所

☎0880-35-3096 ☎080-4931-0832(担当：杉中)

すくも
自主防災会だより
第18号

西町地区の 自主防災活動について

西町地区は低地に住宅が密集しているため、防災対策に真剣に取り組んでいるところです。

このたび、地区の防災倉庫が完成したことを機に、6月14日に地区の避難訓練を実施しました。



完成した西町地区の防災倉庫

当日は宿毛警察署の方々にも地区の警備として協力していただき、雨で足元の悪い中、200名近い地区住民に参加していただきました。



6月14日、西町の防災訓練の様子

「自分の命はまず自分で守る」という地区住民の意識が浸透しているように感じられました。

地震に限らず、現実により得る大災害に備えて、今後も防災意識の啓発を進めていきたいと思えます。

西町地区では今後の課題として、防災施設の充実・避難路の拡充・防災設備の改善など、他の地区同様、難しい問題が山積しておりますが、地区全体で解決に向けて取り組んで行きたいと思えます。

西町区防災対策委員会
代表 西森春寿

高知県内一斉避難訓練

今年も高知県下一斉で、南海地震に対し、「避難する」意識を高めるため、避難訓練を実施します。

実際に住民の皆さんに避難行動をとっていただき、経路、場所、施設を確認して、万一の「災害」に備えていただくことが目的です。皆さんご参加、ご協力をお願いします。

日時

8月30日(日) 9時～(予定)

※災害の発生または恐れのある場合や天候などにより、中止となる場合があります。

内容

沿岸地域においては、午前9時に鳴らす大津波警報の合図により訓練を実施し、沿岸地域以外については、午前9時を目安に、最寄りの避難場所へ避難していただきます。



本当のサインとお聞き間違えのないようご注意ください。

消防コーナー

花火による火災を防ぐ10のポイント

- ① 花火に書いてある注意事項をよく読んで必ず守りましょう。
- ② 花火を人や家に向けたたり、燃えやすい物のある場所で使用したりしないようにしましょう。
- ③ 風の強いときは、花火で遊ばないようにしましょう。
- ④ 必ず水の入ったバケツを用意しましょう。
- ⑤ 遊び終わった花火は、必ずバケツの水につけて、残り火を完全に消しましょう。
- ⑥ 子どもたちだけでなく、大人と一緒に遊びましょう。
- ⑦ 一度にたくさんのお花火に火を付けないようにしましょう。
- ⑧ 正しい位置に、正しい方法で点火しましょう。
- ⑨ 吹き出し、打ち上げなどの筒状の花火は、途中で火が消えても筒をのぞいてはいけません。
- ⑩ 花火をほぐして遊ぶことは絶対にしないようにしましょう。

小学6年生が消防署で少年消防隊体験入隊

8月8日～9日の2日間、市内の小学6年生が宿毛消防署で宿泊し防災について学習する「少年消防隊体験入隊」が行われます。子どもたちから防災教育・防災活動に触れることは重要であり、将来消防関係者として活躍していただくことの期待を込め、少年消防隊結成の勧誘事業として昨年に引き続き企画しました。



【問い合わせ先】

宿毛消防署
☎63-3111
☎63-33396

無防備な心に火災がかくれんぼ

宿毛市行事予定表

平成27年 8月


開催日	行 事 名	時 間	場 所	問い合わせ先
1(土)	親子ものづくり体験講座	9:00	高知県立宿毛工業高等学校	高知県立宿毛工業高等学校 ☎66-0346
	親子折り紙教室	14:00	宿毛文教センター	中央公民館 ☎63-2618
2(日)	第57回 宿毛市人権教育研究大会 (分科会/9:15/各会場)	13:30	宿毛市総合社会福祉センター	生涯学習課 ☎63-3394
5(水)	子ども陶芸教室(～6日)	13:30	宿毛文教センター	中央公民館 ☎63-2618
7(金)	第1回 Summer Camp in sukumo (～9日)(サッカー)	10:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎66-1467
	常念さん	19:30	海津見神社(伊与野)	伊与野地区長 ☎67-0277
8(土)	SUKUMO SUMMER CUP2015 (～9日)(バスケットボール)	9:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎66-1467
	夏休み組子細工教室	10:00	正和児童館・隣保館	正和児童館 ☎63-2254
9(日)	格闘技空手拳法連盟 実践空手道 無双塾 格闘遊戯Vol.6 散華	10:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎66-1467
10(月)	子ども将棋教室(～12日)	10:00	宿毛文教センター	中央公民館 ☎63-2618
11(火)	行政相談「1日行政相談所」	13:00	宿毛文教センター	三本義男 ☎63-1800 山岡まゆみ ☎63-1468
12(水)	第66回 宿毛高等学校同窓会	17:30	JA高知はた宿毛支所	宿毛高等学校同窓会事務局 ☎63-2164
	第32回 納涼祭	18:00	宿毛育成園駐車場	宿毛育成園 ☎63-2806
13(木)	夜間市税納付窓口開設日	17:15	市役所税務課	税 務 課 ☎63-1115
	母島花火大会	20:30	母島港	沖の島支所 ☎69-1001
14(金)	弘瀬花火大会	21:00	弘瀬港	沖の島支所 ☎69-1001
15(土)	第13回 だるま夕日宿毛カップ小学生陸上競技大会・第3回 幡多地区陸上競技記録会	10:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎66-1467
16(日)	第13回 宿毛遊遊サッカーフェスティバル(～22日)	13:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎66-1467
	野菜祭り「ヤーサイ」	18:00	藤林寺(平田町戸内)	黒川地区長 ☎66-0260
17(月)	写真展「幡多の野鳥2015」(～24日)	9:00	宿毛文教センター	高知野鳥の会 木村 宏 ☎090-5711-5029
18(火)	出張年金相談	10:00	市役所(市民課で受付)	市 民 課 ☎63-1112
19(水)	献 血	15:30	大井田病院	保健介護課 ☎63-1113
20(木)	献 血	9:00 14:00	フジ宿毛店	保健介護課 ☎63-1113
21(金)	本町通りふれあい夜市	17:00	愛媛銀行宿毛支店周辺	本町通り活性化クラブ ☎63-3123
23(日)	休日市税納付窓口開設日	9:00	市役所税務課	税 務 課 ☎63-1115
	親子料理教室	10:00	宿毛文教センター	保健介護課 ☎63-1113
	「土佐の妖怪」のお話し	13:00	宿毛文教センター	坂本図書館 ☎63-2654
27(木)	夜間市税納付窓口開設日	17:15	市役所税務課	税 務 課 ☎63-1115
28(金)	第1回 食良くはっぴい教室	10:00	宿毛文教センター	保健介護課 ☎63-1113
29(土)	平成27年度 高知県高等学校男女ソフトボール夏季大会・第45回 高知県高等学校男女ソフトボール選手権宿毛大会(～30日)	10:00	宿毛市総合運動公園ほか	総合運動公園 ☎66-1467
	第7回 宿毛FC杯少年サッカー夏季大会(～30日)	10:00	宿毛市総合運動公園ほか	
30(日)	第43回 四国王座杯幡多予選(軟式野球)	8:00	宿毛市総合運動公園	総合運動公園 ☎66-1467
	高知県内一斉避難訓練	9:00	市内全域	危機管理課 ☎63-0951
31(月)	食育イベント	10:30	JA高知はた宿毛支所ぴか市	保健介護課 ☎63-1113
9月 1(火)	金婚夫婦表彰式	14:00	新口イナルホテル四万十	企 画 課 ☎63-1118

市 県 民 税 2期
国民健康保険税 2期
介護保険料 2期
後期高齢者医療保険料 2期

8 / (月) 31

納 期 限

休日市税納付窓口開設日			
月	日	場 所	開設時間
8	23(日)	市 役 所 税 務 課	9:00～17:00
※お昼休みも納付できます。			

高知けいば


8月 1・2・8・9・10・22・23・29・30
9月 5・6・12・13・20・21・22

〈ホームページ〉 <http://www.keiba.or.jp> (i-mode) <http://www.keiba.or.jp/i/>

夜間市税納付窓口開設日			
月	日	場 所	開設時間
8	13(木)	市 役 所 税 務 課	17:15～19:00
	27(木)	〃	〃

平成27年度 高知県いい歯の表彰

「8020運動(80歳で20本の歯を保つ)」事業の一環として、80歳以上で自分の歯が20本以上残っている方を審査し、表彰しています。

対象者 平成27年11月8日(いい歯の日)に80歳以上になる県民

応募期間 8月14日(金)～9月18日(金)

申し込みの流れ

かかりつけの歯科医院やお近くの歯科医院で「年齢が80歳以上で20本以上の歯がある」ことを伝えて、受診の予約をする。



歯科健診を受ける。(8月14日～9月18日まで無料)



歯科医院で受診した結果が高知県健康長寿政策課に送られ、審査される。



10月ごろ、審査結果が本人あてに郵送される。

11月ごろ、優秀に選ばれた方の表彰式が行われ、

希望者は宿毛市広報で紹介する。

【問い合わせ先】

保健介護課予防係 ☎63-1113

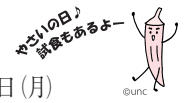
FAX 63-0410

幡多福祉保健所 ☎0880-35-5979

食育イベント

J A高知はた宿毛支所の協力で、野菜の摂取量増加による生活習慣病対策と野菜の消費拡大を目標に、食育イベントを開催します。

日時 8月31日(月)
10時30分～12時
場所 J A高知はた宿毛支所
ぴか市



【問い合わせ先】

保健介護課保健衛生係

☎63-1113

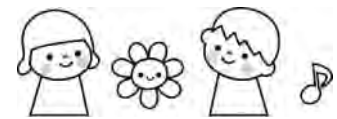
「健やか親子21(第2次)」調査アンケートにご協力ください。

「健やか親子21」は、平成13年から始まった母子の健康水準を向上させるためにみんなで取り組む国民運動計画です。母子保健はすべての子どもが健やかに成長していく上での健康づくりの出発点であり、次世代を担う子どもたちを健やかに育てるための基盤となります。

平成27年度からは、現状の課題を踏まえ、新たな計画(～平成36年度)が始まります!

宿毛市でも、平成27年8月から、子育て中の保護者の方へアンケートをお願いすることになりました。4カ月児・1歳6カ月児・3歳児の各健診の案内にアンケートを同封します。自宅で記入していただき、健診会場へご持参ください。

【問い合わせ先】 保健介護課健康指導係 ☎63-1113 FAX 63-0410



献血バスがやってきました!

市民の皆さんには献血にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

赤十字血液センターでは、輸血を受ける方の安全性をより向上させるため、400ml献血の推進にご協力をいただいております。医療機関からの依頼状況を勘案しながら、200mlの献血の受注を調整させていただいております。

皆さんの善意の申し出にお応えできないことも生じるとは思いますが、これらの状況をご理解いただき、ご協力をお願いします。

実施日	実施場所	受付時間
8月19日(水)	大井田病院	15:30～17:00
8月20日(木)	フジ宿毛店	9:00～13:00
		14:00～15:30

【問い合わせ先】

保健介護課保健衛生係

☎63-1113 FAX 63-0410

ご利用ください

がん検診無料クーポン券

がん検診の推進および各種がんの早期発見と正しい健康意識の普及・啓発を目的として、平成27年度に宿毛市が実施する子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診で利用できる「無料クーポン券」と「がん検診手帳」を対象者にお送りしています。ぜひ、この機会に無料クーポン券を利用して検診を受けましょう。

「無料クーポン券」対象者

大腸がん検診					乳がん検診					子宮頸がん検診				
昭和29年4月2日	昭和34年4月2日	昭和39年4月2日	昭和44年4月2日	昭和49年4月2日	昭和29年4月2日	昭和32年4月2日	昭和34年4月2日	昭和37年4月2日	昭和39年4月2日	昭和49年4月2日	昭和52年4月2日	昭和54年4月2日	昭和57年4月2日	昭和59年4月2日
昭和30年4月1日生	昭和35年4月1日生	昭和40年4月1日生	昭和45年4月1日生	昭和50年4月1日生	昭和30年4月1日生	昭和33年4月1日生	昭和35年4月1日生	昭和38年4月1日生	昭和40年4月1日生	昭和50年4月1日生	昭和53年4月1日生	昭和55年4月1日生	昭和58年4月1日生	昭和60年4月1日生
上記の生年月日に該当する方。					上記の生年月日に該当する方のうち、平成22年4月以降に市町村が実施した乳がん検診を受診していない女性。					上記の生年月日に該当する方のうち、平成22年4月以降に市町村が実施した子宮頸がん検診を受診していない女性。				

※無料クーポン券の有効期限は平成28年1月31日です。
 ※集団健診の日程は、平成27年度保健事業計画表や広報でご確認ください。

【問い合わせ先】 保健介護課 ☎63-1113

妊婦健康診査を受けましょう

安心して出産を迎えることができるように... 妊娠に伴うトラブルは意外に多く、母体への影響も大きいので、「妊娠したかな?」と思ったら早めに産婦人科で診察を受けましょう。

①母子健康手帳

母子健康手帳は、妊娠・出産・育児の記録をする大切なものです。産婦人科で妊娠届をもらったら、早めに保健介護課へ提出し、母子健康手帳を受け取りましょう。

②妊婦健康診査

母子健康手帳交付時に、妊婦一般健康診査受診票を発行します。これは妊娠初期から出産までの14回の妊婦健康診査にかかる費用を公費で助成するものです。

妊婦健康診査は正常な妊娠の経過を妨げる合併症および偶発症を未然に防ぐこと、特に流産・早産、妊娠性高血圧症候群、子宮内胎児発育遅延などの予防に重点をおいた大切な健診です。必ず定期的に受診しましょう。

妊婦健康診査の回数

妊娠週数	受診の間隔(回数)
初期～23週(6カ月ごろまで)	4週間に1回(4回)
24週～35週(9カ月ごろまで)	2週間に1回(6回)
35週～出産まで	1週間に1回(4回)

※これは目安であり、妊婦さんの状態により間隔や回数は変わります。

③里帰り出産される方へ

療機関・助産所での妊婦健診を希望される方については、手続きが必要になりますので、早めに保健介護課

心の健康相談のお知らせ

保健師による電話相談・面接相談は随時お受けしています。保健所では、相談される内容によって、精神科嘱託医の相談も行っていきます。

【相談窓口】

- 宿毛市保健介護課 健康指導係 ☎63-1113
- 幡多福祉保健所 健康障害課 精神保健福祉担当 ☎0880-34-5124 (直通)
- ☎0880-35-5979
- お酒の悩みごと相談 ☎090-1173-4672

【問い合わせ先】

保健介護課健康指導係 ☎63-1113

へお問い合わせください。
 ・高知市内へ里帰りをされる方の宿泊施設として、ドナルドマクドナルドハウス高知を利用することもできます。詳しくは保健介護課へお問い合わせください。



母子保健

[赤ちゃん広場]

日	場 所	実 施 時 間
3(木)	宿毛文教センター	9:30~11:30
17(木)	宿毛市総合社会福祉センター	9:30~11:30
29(火)	宿毛東部農村環境改善センター	9:30~11:30

[乳児健康診査] 対象児に個別通知します

日	場 所	受 付 時 間
11(金)	宿毛市総合社会福祉センター	9:15~9:45
18(金)	〃	9:15~9:45

[1歳6カ月児健康診査] 対象児に個別通知します

日	場 所	受 付 時 間
2(水)	宿毛文教センター	12:30~13:30



成人保健

各種検診はどこの場所でも受けることができます。

- 平成27年度実施の健康診査などの申し込みをされていない方は、実施日までに早めに保健介護課までお申し込みください。
- 特定健康診査については、医療保険者発行の受診券と保険証が必要です。持参していないと検診が受けられませんので、ご注意ください。

[特定健康診査] [前立腺がん検診] [大腸がん検診(配布)]

日	場 所	受 付 時 間
3(木)	宿毛市総合社会福祉センター	9:00~10:00
		13:30~14:30

[胸部レントゲン・肺がん検診]

日	場 所	実 施 時 間
16(水)	正和隣保館	8:00~8:50
	すくも湾漁協内外ノ浦支所	9:30~10:00
	すくも湾漁協大海支所	10:20~11:10
	二ノ宮集会所	13:30~14:10
25(金)	千寿園	9:00~10:00

健康相談はどこの場所でも受けることができます。

- 毎回、血圧測定のほか、ミニ講話、介護予防を目的とした簡単な体操を実施しますので、健康手帳を持参してください。

[健康相談]

日	場 所	実 施 時 間
2(水)	片島公民館	9:30~11:00
4(金)	鵜来島離島センター	8:30~11:00
7(月)	栄喜漁村交流センター	9:30~11:00
9(水)	坂本多目的集会所	9:30~11:00
10(木)	二ノ宮集会所	10:00~11:30
14(月)	宿毛東部農村環境改善センター	13:30~15:00
18(金)	鵜来島離島センター	8:30~11:00
28(月)	宿毛文教センター	10:00~11:30
30(水)	沖の島開発総合センター	10:00~11:30
	弘瀬老人憩いの家	13:00~14:30

[胃がん検診]

日	場 所	受 付 時 間
3(木)	宿毛市総合社会福祉センター	8:00~9:00

※検診前日の夜9時以降と当日の朝の飲食は原則禁止です。ただし、検診の1時間前までは、水150~200mlを飲むことはかまいません。

[乳がん(乳房X線)検診]

日	場 所	受 付 時 間
3(木)	宿毛市総合社会福祉センター	人数制限があるため予約制です。受診票指定の時間にお越しください。

[子宮頸がん検診]

日	場 所	受 付 時 間
17(木)	栄喜老人憩いの家	9:30~10:00
	小筑紫老人憩いの家	10:30~11:00
	正和隣保館	13:30~14:00
	宿毛東部農村環境改善センター	14:30~15:00

各種検診の結果について

次の検診について、精密検査が必要な方には通知が完了しています。

検 診	日 程
前立腺がん検診	6月30日(火)
大腸がん検診	6月24日(水)回収分
胸部レントゲンおよび肺がん検診	6月26日(金)
胃がん検診	5月26日(火)
乳がん検診	7月7日(火)
子宮頸がん検診	6月4日(木)

※ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

【問い合わせ先】 保健介護課保健衛生係

☎63-1113



犬の引取り

- 犬の引き取りを希望される方は保健介護課にご連絡ください。

指定管理者を募集します

国民宿舎椰子および蛸湖ゴルフパークの指定管理者を募集します。詳しい募集要項については、市ホームページに掲載し、また市役所玄関前に公告します。

国民宿舎椰子

施設概要
名称 宿毛市国民宿舎椰子
場所 大島17番27号

施設概要
募集要項に記載
指定管理者が行う業務
宿舎の運営に関する業務ほか

指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年とする。ただし、管理を継続することが適当でないことを認めるときは、その指定を取り消すものとする。

蛸湖ゴルフパーク

施設概要
名称 蛸湖ゴルフパーク

場所 平田町黒川4370番1

施設概要
募集要項に記載
指定管理者が行う業務
ゴルフ場の運営に関する業務ほか

指定の期間
平成28年4月1日～平成31年3月31日までの3カ年とする。ただし、管理を継続することが適当でないことを認めるときは、その指定を取り消すものとする。

●応募条件●
応募資格
宿毛市内に住所を有し、指定期間中、安全円滑に施設を管理運営できる法人、そのほかの団体とする。

募集期間
8月10日(月)～9月18日(金)
申請書の提出場所および募集要項の配布場所
商工観光課

【問い合わせ先】
商工観光課

63-11119

市民祭宿毛まつり2015

今年、10回目の節目の開催です。会場や日程が変更になりますのでご注意ください。

10月10日(土)

「メイン会場・東洋城跡地周辺」
歌謡フェスティバル・こんぴら男・舞踊パレード・ミニ四駆大会・各種イベント
10月11日(日)
「メイン会場・宿毛湾新田緑地」
花火大会・レスリング大会・少年相撲大会・キャラクターショー・クリンキャン

ペーン・各種イベント
10月12日(月・祝)
スポーツ大会・クリンキャンペーン

参加者・参加チーム募集

・こんぴら男
メイン会場からコースに沿って金刀比羅宮に一番早く到着した者が「こんぴら男」になります。

・舞踊パレード
参加人数1団体30人以上
(参加団体への助成あり)
(今年はコース変更の予定)

※詳細については、決定次第、随時掲載します。

【申し込み・問い合わせ先】
市民祭宿毛まつり実行委員会(公社)宿毛青年会議所内
63-13484
(月)金曜日10時～15時

平成27年国勢調査にご協力をお願いします

●9月上旬から調査員が各担当地区を巡回します。

●平成27年10月1日現在、日本に住んでいるすべての人および世帯が対象です。

●国勢調査では、預金や収入などを回答することは絶対ではありません。個人情報を出さず聞き出すと不審な電話や訪問にご注意ください。

【問い合わせ先】
企画課広報統計係
63-11118

終戦当時の通貨・証券などを返還しています

終戦当時に外地から引き揚げて来られた方からお預かりした通貨・証券などをお返ししています。

返還の申し出は、ご家族の方でも構いません。心当たりのある方は、税関までお問い合わせください。

【問い合わせ先】
高知税関支署

088-83216131
kobe-kochi@customs.go.jp

発行/宿毛市 編集/企画課 〒788-8888 高知県宿毛市桜町2番1号 画63-11118 販63-01174
平成27年8月1日発行(毎月1日発行)